

代理受領制度について

倉敷市建築指導課

これまでの制度（図1）では、申請者は工事費全額を工事施工者に支払い、事業が完了した後に申請者に補助金が支払われます。

代理受領制度（図2）を利用することで、市が補助金を直接工事施工者に支払うことができるため、申請者は工事施工者への支払いに必要な費用を抑えることができます。

なお、代理受領制度を利用する場合は、工事施工者への支払い（補助金分）が遅れるため、工事施工者の理解が必要です。代理受領制度を希望する場合は、補助申請の前までに工事施工者と相談してください。

